



接種無料

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

16～64歳の方へ (昭和32年4月2日から平成18年4月1日以前に生まれた方)

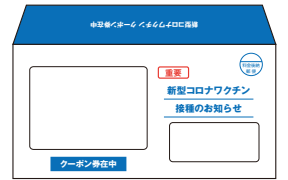
⚠️ 大切に保管してください。

6月23日(水)にクーポン券(接種券)を発送します

※お手元に届くまで数日かかる見込みです。

※12～15歳の方は調整中です。

予約開始・接種時期は、高齢者の接種状況を踏まえて、市報などで順次お知らせします。
(市外にかかりつけ医がある場合などは、かかりつけ医にご相談ください。)



封筒

65歳以上の方へ 予約・接種が始まっています (昭和32年4月1日以前に生まれた方)

◆集団接種会場での接種を希望する方

西東京市役所
田無庁舎

エコプラザ
西東京

(仮称)第10中学校
(新ひばりが丘中学校)
※7月まで

6月17日(木) 午前8時30分から 予約枠を追加 (計860回分)

◆市内5病院での接種を希望する方

佐々総合病院 6月17日(木) 午前8時30分から 予約枠を追加

田無病院

武蔵野徳洲会病院

西東京中央総合病院

保谷厚生病院

予約受付中 ※空き状況による

集団接種・市内5病院 予約方法

⚠️ 市役所窓口および接種会場では予約できません。

電話で予約

☎03-5369-3904 (通話料有料)

🕒(月)～(土)午前8時30分～午後7時 ※(祝)・(休)を除く

インターネットで予約

24時間受付

スマートフォンかパソコンからアクセス(下記URLまたは右記QRコードから)

▶ <https://jump.mrso.jp/132292/>



予約専用HP

接種会場で2回目接種の予約

2回目は3週間後の●同じ曜日 ●同時刻 ●同会場で接種となります。
ご予約を空けておいてください。 ※市内5病院については、異なる場合があります。

◆市内診療所・クリニック(かかりつけ医)での接種を希望する方

ご自身が通院する診療所などで、予約・接種が可能な場合があります。

予約方法:原則、診察時などにご相談ください。 ※かかりつけ医への電話でのお問い合わせは、通常診療に影響が出ますので、お控えください。

対象医療機関:



2面へ

専用HP

⚠️ 国や東京都が運営する大規模接種会場で接種を受けるまたは受けた方は、市の集団接種会場・病院での予約をしている場合は、「キャンセル」してください。

西東京市新型コロナウイルスコールセンター

☎03-5369-3904 (通話料有料)

☎042-439-6171 (聴覚に障害のある方)

🕒(月)～(土)午前8時30分～午後7時

※(祝)・(休)を除く

新型コロナウイルスワクチン接種に関する専用HP

〈西東京市新型コロナウイルスワクチン掲示板〉

新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報をお知らせしています。



西東京市新型コロナウイルスワクチン相談窓口

内 クーポン券(接種券)再発行・ワクチン接種に関するお問い合わせ・その他お困りごと
場 田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター4階

コロナの影響を受けている学生に食料を配布します

無償

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減るなど、生活にお困りの大学生等を支援するため、食料品や必要に応じて生理用品を無償配布します。

🕒 6月26日(土)午前10時～正午

📍 田無第二庁舎玄関前

👤 在住または在学の大学生^{など}(短大生・専門学校生を含む)

持 現住所・学生であることが確認できる身分証(学生証・通学定期^{など})、マイバッグ

▶ 地域共生課

☎042-420-2807



コロナワクチン詐欺にご注意を

ワクチン接種にあたり、市がメールや電話で接種費用等の振り込みをお願いすることは絶対にありません。ワクチン接種は無料です。

詐欺犯人のほとんどは、固定電話にかけてきて、電話に出た途端に巧みな手法でだましてきます。電話に出る前に相手を確認するなど、普段から家族間でも確認方法について話し合っておきましょう。

◆詐欺防止対策

①留守番電話で相手と要件を確認してから折り返す

②キャッシュカードなどは絶対に渡さない

少しでも不審に思ったら迷わず110番、または新型コロナウイルスワクチン詐欺 消費者ホットライン(☎0120-797-188)へご相談ください。

📍 田無警察署 ☎042-467-0110 ▶ 危機管理課 ☎042-438-4010

ワクチン接種可能な市内診療所・クリニック一覧 (6月7日時点)

※掲載がない場合でも、接種可能な医療機関があります

接種無料

予約方法：原則、診察時などにご相談ください。

予約方法は医療機関によって異なる場合があります。下表の備考欄をご確認ください。

※市外のかかりつけ医でも接種が受けられる場合がありますので、かかりつけ医にご相談ください。

No.	医療機関名	住所	受付対象者		備考 ※下記の「当日の持ち物」もあわせてご確認ください。
			かかりつけのみ	かかりつけ優先(新規患者も可)	
1	西東京めぐみクリニック	田無町2-9-13 丸嘉ビル2階	○		受診歴のある方は受付可。接種日時の指定あり。16歳以上対象
2	指田医院	田無町4-2-11	○		
3	耳鼻咽喉科ヒロクリニック	田無町4-29-8 丸保ビル4階		○	予約方法の詳細は当院☎へ(専用電話：☎042-497-4233)
4	しげみつファミリークリニック	田無町5-4-13 ハママンション第二 1階	○		受診歴のある方のみ
5	グレースホームケアクリニック 多摩	田無町5-9-1 1階		○	
6	田村医院	田無町7-3-17		○	
7	やまぐち内科眼科クリニック	田無町7-16-30	○		
8	ひらつか内科クリニック	南町2-1-14 新倉ビル1階		○	
9	薫風会山田病院	南町3-4-10	○		
10	畑中医院	南町3-22-8		○	
11	すがひろ内科クリニック	南町4-3-2 サウスタウンビル2階	○		受診歴のある方のみ
12	田無ペインクリニック内科	南町4-9-1		○	予約：当院受付と電話(接種日時の指定あり。決定後電話連絡) 詳細は、当院☎へ
13	田無循環器クリニック	南町5-1-8 田無クリニックモール1階		○	
14	田無耳鼻咽喉科クリニック	南町5-1-8 田無クリニックモール2階		○	お問い合わせの時間は当院☎へ
15	すくすくkidsクリニック	南町5-9-17	○		受診歴のある方、診察券のある方または受診歴のあるお子様の保護者 ※「当日の持ち物」に加え、小・中学生は医療証も持参
16	小野内科循環器科クリニック	西原町5-1-8 西原クリニックビル2階	○		受診歴のある方のみ
17	すぎはらこどもクリニック	西原町5-1-17		○	受診歴のある方、受診歴のあるお子様の保護者
18	石田クリニック	谷戸町1-23-13	○		
19	ひばりが丘やまね小児科アレルギー科	谷戸町2-1-41 ひばりが丘南メディカルスクエア1階		○	
20	たなか内科リウマチクリニック	谷戸町2-1-41 ひばりが丘南メディカルスクエア1階	○		受診歴のある方のみ
21	はるクリニック	谷戸町3-23-1 K-flat 1階	○		予約：電話のみ/接種日：平日の午後のみ ※日時指定あり
22	ひろクリニック	谷戸町3-26-7	○		原則、当院に受診歴のある方のみ
23	中沢耳鼻咽喉科	谷戸町3-28-16 パークシティひばりが丘1階		○	かかりつけの方優先(受診歴のある方およびその家族) ※診察券を持参
24	酒枝医院	北原町2-1-38	○		
25	なかやま内科循環器クリニック	向台町1-19-14 ノーブルハイツ向台1階	○		予約枠に空きがでようになった時点で新規患者も対応
26	野田医院	向台町3-6-10	○		受診歴のある方のみ。電話対応：午後3時～5時のみ
27	こみち内科クリニック	芝久保町1-5-8 ハイネス田無式番館104	○		内科疾患にて定期的にかかりつけの方のみ
28	ひがき医院	芝久保町1-11-10		○	かかりつけの方優先
29	南しばくぼ診療所	芝久保町2-22-36		○	
30	たなしこどもクリニック	芝久保町3-4-30 ケルン田無1階		○	●64歳未満の方で受診歴のあるお子様の保護者 ●12～20歳の方：原則受診歴のある方(兄弟の場合は新規受付予定)
31	がんぼクリニック	芝久保町3-30-16	○		受診歴のある方とその家族のみ。電話での問い合わせ不可
32	芝久保内科小児科クリニック	芝久保町4-12-45		○	診察券をお持ちの方は持参
33	伊藤皮膚科形成外科クリニック	新町2-5-15		○	
34	丸山眼科クリニック	新町2-5-15		○	電話対応：診療時間内のみ
35	ひらたあや整形外科クリニック	新町2-5-35	○		
36	大野医院	柳沢1-4-26	○		受診歴のある方のみ
37	川村クリニック	柳沢6-1-1 HBビル2階		○	
38	ごとう内科	東伏見2-1-6	○		予約：定期受診時のみ
39	兼子耳鼻咽喉科医院	東伏見2-4-1	○		受診歴のある方のみ 電話予約：(月)・(火)・(木)・(金)午前11時～午後5時
40	武村医院	東伏見5-9-14		○	予約：来院のみ
41	武村クリニック	東伏見5-9-14	○		未成年の方は保護者同伴のうえ来院ください
42	石川クリニック	保谷町2-6-1		○	
43	安部医院	保谷町3-24-2	○		かかりつけの家族も対応可 (予約：診察券のない方は来院。お持ちの方は当院☎から)
44	やぎさわ循環器クリニック	保谷町4-5-6 野口ビル1階	○		受診歴のある方のみ
45	下田内科クリニック	富士町1-13-1		○	16歳以上のみ
46	富士クリニック	富士町4-6-9 1階	○		
47	藤沼内科クリニック	富士町4-18-11 フジビル1階		○	
48	廣川クリニック	東町4-8-28 JUN西東京市101	○		●過去5年間当院受診歴があり、かつ他院への定期的通院がない方 ●毎年当院で健診を受けている方
49	増田医院	東町5-1-11		○	
50	はやし内科クリニック	東町6-6-10 西東京メディカルモールB区分	○		現時点では当院の診察券をお持ちの方のみ
51	知念医院	泉町1-11-14 上宿ビル1階		○	
52	吉川小児科医院	泉町3-1-6		○	
53	なかじょう内科	住吉町3-9-8 ひばりヶ丘メディカルプラザ2階	○		受診歴のある方のみ(数に限りがあるため、希望者全員はできかねます)
54	竹内内科クリニック	住吉町4-16-4		○	予約：来院のみ
55	中山耳鼻咽喉科	ひばりが丘2-11-20		○	
56	ひばりが丘てらむらクリニック	ひばりが丘3-3-16		○	
57	ひばりヶ丘北口駅前クリニック	ひばりが丘北3-3-30 エクレールひばり1階	○		
58	ノーブルビルクリニック	ひばりが丘北3-5-13	○		かかりつけの方優先(受診歴のある方も対応可能)
59	ひばりが丘北整形外科	ひばりが丘北3-6-27	○		現在、通院中の方のみ。接種日：(休)・(祝)のみ
60	藤原医院	ひばりが丘北4-8-4		○	
61	保谷北町かなざわファミリークリニック	北町1-6-1 レッツビルディング2階	○		受診歴のある方のみ。電話で問い合わせ不可
62	斉藤小児科内科クリニック	下保谷4-2-21		○	予約：来院または電話(専用電話：☎080-5419-6334)
63	みわ内科クリニック	下保谷4-12-2 メゾン泉1階		○	

接種当日の持ち物(3点)

お願い

肩がすぐに出せるような服装でお越しください。

①クーポン券(接種券)

切り離したり、シールをはがしたりせず、そのままお持ちください。

②予診票(事前記入)

③本人確認書類(健康保険証・運転免許証[※])

※市内5病院や診療所・クリニックで接種をする場合は、健康保険証をご持参ください。

〈処方されている薬がある方へ〉

お薬手帳をご持参ください。

令和3年度施政方針

～コロナワクチンを着実に進め、皆さんに安心を～



5月28日に開会した令和3年第2回西東京市議会定例会において、池澤隆史市長が表明した施政方針の概要をお知らせします。全文は、市HP・情報公開コーナー・図書館でご覧になれます。

▶企画政策課 ☎042-460-9800



昨年から引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大により、世の中はパンデミック(世界的大流行)となり、医療分野のみならず、市民の皆様の暮らしそのものを直撃するといった、これまで経験したことがない甚大な影響が続いております。

新型コロナウイルス感染症によって、お亡くなりになられた方々には哀悼の意を表しますとともに、り患された方々、また、回復が思わしくない方々には、心よりお見舞い申し上げます、1日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、感染症対策の最前線で新型コロナウイルス感染症と向き合う医療従事者の皆様をはじめ、福祉・介護従事者の皆様、子育て・教育関係者の皆様など、毎日の社会活動を支えていただいている大変多くの方々に対しまして、改めて、心からの感謝の意を表します。

これまでの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国、東京都、そして住民に最も身近な基礎自治体が、それぞれの役割のもとで、様々な対策を講じてまいりました。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、長期間にわたる行動の自粛が求められ、市民の皆様にとりましては、身体的にも、また経済的にも、心労が絶えない状況が続いていることと思っております。

感染力が強いとされる変異株の出現など、新型コロナウイルスと向き合わざるを得ない状況にございますが、1日も早く収束を迎えられるよう、本市といたしましても全力で感染拡大防止対策に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策について

□ワクチン接種体制強化

- 職員体制増員
- 接種会場(集団接種、市内5つの病院、約80の医療施設)

□感染症への取組

- 西東京市医師会が運営する発熱外来への運営支援
- 高齢者施設、障害者施設が行うPCR検査等の経費補助^{など}

□事業者支援

- ポイント還元事業 ●プレミアム応援券の発行
- エッセンシャルワーカー支援

□西東京市学生応援特別給付金

□子育て世帯生活支援特別給付金

地域の支えがあるまちづくり

- 子ども条例に基づく、子どもにやさしいまちづくり
- SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえ、西東京市の10年、20年先を見据えたまちづくり



令和3年度予算の概要

- 一般会計の予算額 722億3,000万円(前年度比37億1,300万円、4.9%減)
- 予算総額(一般会計、特別会計、公営企業会計) 1,172億956万1千円(前年度比4.0%減)

令和3年度の主要な取組

子どもにやさしいまち

❖(仮称)学校応援団の創設

学校、地域を応援していただくような制度になるよう、地域で活躍する支え手の参加を募る。

❖「(仮称)学校・地域 にしとうきょう応援会議」

地域、学校で取り組まれている内容を広く紹介し、それぞれの地域性が発揮できるような機会を作る。

❖待機児童対策

認可保育所1カ所、小規模保育施設2施設を整備

❖学童クラブ事業

定員超過が顕著な東学童クラブは、過密化の解消を図るため、東小学校の一部施設を学童クラブのために使用できるよう改修工事を行う。

❖乳幼児の予防接種事業

コロナ禍における里帰り出産の長期化などの状況を踏まえ、令和3年度は、費用の償還払い制度を創設する。

❖こどもの発達センター ひいらぎ

令和4年度から児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」として開設するため、専門的な知識・経験に基づき、地域の関係施設などに対する連携・支援の拡充に努める。

❖GIGAスクール

小中学校の児童・生徒に1人1台用意したタブレット端末を活用し、新たな教育環境下において、さらなる学習環境の充実に努める。

❖学校環境の整備

児童・生徒の熱中症対策をはじめ、災害発生時においては、地域の避難施設として利用することとなる学校体育館に空調設備を設置する。(17の小学校および7つの中学校)

健康で元気なまち

❖自殺相談窓口の拡充

専用ダイヤルの運用や相談窓口に加え、SNS(LINE)を活用した相談事業の実施。

❖認知症検診の実施

認知症の疑いがある方を早期に発見し、適切な支援につながるよう体制の充実に努めるとともに、引き続き認知症への理解促進に取り組む。

❖高齢者肺炎球菌ワクチン

令和3年10月からは、接種に要する自己負担分5,000円のうち、その半額を公費で負担する。

❖障害者福祉施設整備事業

障害のある方の重度化・高齢化、さらには「親亡き後」を見据えた、緊急時の迅速・確実な相談支援

の実施などにより地域で障害のある方やそのご家族が安心して生活できる体制の整備を図る。

❖レスパイト(一時休息)事業

日常的に介護が必要な在宅の重症心身障害児(者)に対し、看護師がご自宅を訪問し、ご家族などに代わって医療的ケアなどの療養上必要な介護や見守りを行うことで、介護者の方の一時休息を可能とする。

集える場とつながりのあるまち

❖株式会社三菱UFJ銀行と協定締結

株式会社三菱UFJ銀行が柳沢4丁目にある運動施設「武蔵野運動場」を(仮称)MUFGパークとして地域開放(令和5年6月予定)することに向けた協定を締結。「公・民・学」連携により取り組む。

❖下野谷遺跡の整備工事

令和2年度に実施した「したのや縄文里山プロジェクト」に対するクラウドファンディングによりいただいた多くのご寄附を整備工事に活用し、貴重な文化財の保護・活用に努めるとともに、「遺跡で集い、つながる」まちづくりを進める。

❖(仮称)「西東京市「子ども・地域」応援企画提案事業」

「子ども」あるいは「地域資源」をテーマにした市民の皆様による公益的な活動に対し、その活動費用の一部を助成する事業を開始。

❖旧市民会館の解体工事および跡地活用

建物の解体工事を実施するとともに、公民連携による跡地活用を図るため、事業者を募集・選定し、地域における新たな活動の場となるよう、事業を推進する。

安心・安全で快適なまち

❖COOL CHOICE推進事業の実施

脱炭素社会への転換を積極的に図る。

❖防災対策

台風・集中豪雨への対策のため、市の地域防災計画などを見直し、災害種別に応じた計画改定を行う。さらに、白子川の水位をホームページで確認できるよう水位公開システムを導入する。

❖田無駅南口の駅前交通広場整備

交通アクセスの円滑化や周辺地域の活性化、さらには交通結節点としての機能向上、市民交流の促進を図る。

❖無電柱化

田無庁舎前の市役所通りにおける無電柱化の推進を図るため、電線共同溝の設計などを実施し、その区域の追加に向けても調整を図る。

❖ひばりヶ丘駅南口の市道104号線の新設改良事業

拡幅改修などを行い、快適な歩行空間の確保に努める。

❖西武新宿線の連続立体交差事業

東京都が行う連続立体交差化に向けて、関連する付属街路などの都市計画手続、用地測量などの説明会を実施する。

❖雨水溢水対策

芝久保町三丁目地内などの対策工事を実施し、谷戸町二丁目地内などの実施設計を行う。

市民とともに発展するまち

❖行政サービスにおけるエリア(圏域)の再構築

災害時において、各地での避難生活は、学校や地域に身近な公共施設が中心となることから、小学校や中学校を中心とした地域性を重視しつつ、検討を進める。

❖東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

市では7月14日にオリンピック聖火リレーとミニセレブレーションを、また、8月23日にはパラリンピック聖火リレーを予定。また、コミュニティライブサイトの実施やオランダとのホストタウン事業などを通じて、共生社会の実現に向けた取組も進める。

❖コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)および地域学校協働活動

学校と保護者や地域の方々と共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める。

❖次期総合計画の策定

これからのまちづくりを進めるために必要な子どもや若者、さらには現役世代の方々からの意見のほか、市政に寄せられる課題などを庁内横断的に共有しながら、計画づくりを進める。

行財政基盤の強化を絶えず目指すまち

❖庁舎統合方針の見直し

田無庁舎の耐力度調査を実施し、この結果に基づき、現庁舎の活用可能期間を明らかにした上で、統合庁舎に必要な予算なども改めて整理し、庁舎統合方針の見直しを行う。

❖旧保谷庁舎解体

令和3年度・4年度にかけて解体することとし、長年にわたり市政を支えた庁舎建物の名残を惜しみつつ、当を振り返られるような機会を作る。

❖今後の公共施設の更新、あり方

今後、更新需要を迎える公共施設について、施設再編や長寿命化に取り組み、コスト全体の抑制につなげる。

市からの連絡帳

年金

国民年金保険料 納付免除・納付猶予の申請

令和3年度分(令和3年7月～令和4年6月)の保険料納付免除・納付猶予申請受付が7月1日(木)から始まります。

📄年金手帳[※]

□納付免除

申請者(本人)・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得(令和2年中の所得)が一定の基準以下などの場合、申請により承認されると保険料の全額もしくは一部(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)の納付が免除されます。

※承認期間は、年金を受け取るのに必要な期間(年金受給資格期間)に含まれますが、老齢基礎年金の受給額には承認区分や一部納付の月数に応じて反映され、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢年金が少なくなります。

※一部免除の場合、表内の保険料を納めないで無効となりますので、お気をつけください。

□納付猶予

50歳未満の申請者(本人)・配偶者のそれぞれの前年所得が一定の基準以下などの場合、申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。

※承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には反映されません。

□承認された場合納付する保険料

承認区分	保険料(月額)	承認期間	老齢基礎年金額に反映される割合
全額免除	0円	8分の4	8分の4
一部免除	4分の3	4,150円	8分の5
	半額	8,310円	8分の6
	4分の1	1万2,460円	8分の7
納付猶予	0円	反映されません	

※原則、申請は毎年度必要です(前年度全額免除・納付猶予の継続承認者は不要)。

□特例認定区分について(失業[※])

申請者(本人)・配偶者・世帯主の失業などを理由として申請する場合、令

和3年度分申請では令和元年12月31日以降の退職日の記載がある、次の書類を添付のうえ申請してください(コピー可)。失業者の所得審査を省略できます。

- 雇用保険被保険者離職票
- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など

□追納制度

将来受け取る老齢基礎年金額を増やしたい場合、申請免除・納付猶予の承認を受けた期間について、10年以内であれば後から納めることができます。納めた場合は、保険料納付済期間として扱われます。なお、2年以上経過後に納める場合は、一定の加算がかかります。

📄保険年金課(田無庁舎2階)、市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

📄武蔵野年金事務所

☎0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課 ☎042-460-9825

福祉

介護保険負担限度額認定証の更新

令和2年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、7月31日(出)です。令和3年8月以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。令和2年度に認定を受けている方には市から申請書を送付しましたので、必要事項を記入のうえ、8月31日(火)までに手続きをしてください。令和3年8月から認定要件が一部変更されます。

内容は同封の案内をご覧ください。

▶高齢者支援課 ☎

☎042-420-2813

暮らし

西東京都市計画道路3・4・24号 田無駅南口線の都市計画変更案の公告および縦覧

市内在住者および利害関係者は、期間中(必着)に意見書を提出できます。

□縦覧期間 6月28日(月)～7月12日(月) ※(出)・(日)を除く

📄都市計画課(保谷東分庁舎)

□意見書 住所・氏名、利害関係者は変更される区域との関係を明記し、下

記まで郵送・ファクス・メールまたは持参

▶都市計画課 ☎042-438-4050

FAX 042-439-3025

✉toshikei@city.nishitokyo.lg.jp

募集

地域公共交通会議市民委員

市内公共交通などの検討や、西東京市交通計画の進行管理をします。

□資格/人数 18歳以上で在住・在勤・在学の方/2人

□任期 令和3年8月1日から2年間

□会議数 年2～4回程度(平日開催)

□報酬 月額1万800円

□選考方法 作文「誰もが便利に移動するために、西東京市に必要なこととその理由」(800字以内)による選考

📄6月30日(火)(必着)までに、作文に住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を明記し、〒202-8555市役所交通課へ郵送・メールまたは持参(保谷東分庁舎)

▶交通課 ☎042-439-4435

✉koutsuu@city.nishitokyo.lg.jp

選挙

6月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□登録者数 男性8万2,761人、女性8万8,910人、計17万1,671人

前回の定時登録者数と比較すると、男性65人増、女性66人増、計131人増加しています。

□今回の定時登録の要件

①日本国民

②平成15年6月2日以前に出生

③6月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、3月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、2月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

□在外選挙人名簿登録者数 男性91人、女性107人、計198人

□今回の在外選挙人名簿登録などの要件

①日本国民

②登録申請時に満18歳以上

③在外選挙人名簿に登録されていない

④国外に住所を有し、次のいずれかに該当する

●その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所

がある

- 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届及び在外選挙人名簿登録移転申請をしている
- ▶選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801

市政・その他

中央図書館・田無公民館 耐震補強等改修工事説明会

中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事の概要について説明会を開催します。

🕒 ● 6月25日(金)午後7時～8時

● 6月26日(土)午前9時30分～10時30分

● 6月26日(土)午前11時～正午

📍 イングビル

📄 各回25人(申込順)

📄 6月15日(火)以降(月を除く)の午前10時～午後6時の間に電話で下記へ ▶中央図書館 ☎042-465-0823

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

✦メタウォーター(株) 人材開発部長 丹治道子 様(オイルパステル・クレヨン)

▶総務課 ☎042-460-9810

傍聴

マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。また、咳や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

■教育委員会

🕒 6月29日(火)午後2時

📍 田無第二庁舎4階

📄 / 📄 行政報告[※] / 10人

▶教育企画課 ☎042-420-2822

審議会

■社会教育委員の会議

🕒 6月25日(金)午後2時

📍 田無第二庁舎3階

📄 / 📄 地域学校協働活動[※] / 2人

▶社会教育課 ☎042-420-2831

■男女平等参画推進委員会

🕒 6月29日(火)午後6時15分

📍 田無庁舎5階

📄 / 📄 西東京市第4次男女平等参画推進計画の評価[※] / 3人

▶協働コミュニティ課

☎042-439-0075

固定資産税の減額

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画法を除く)。

▶資産税課 ☎042-460-9830

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2)※住宅面積120㎡[※]

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書

の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡[※])

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を実施

②工事後3カ月以内に資産税課へ申告

③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴

う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真[※])と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票

④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]

□減額要件 ①平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を実施

②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票

⑤長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

国民健康保険料の変更点をお知らせします

▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9822

国民健康保険料では、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。
平成30年度税制改正に伴い、令和3年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました。

□ 改正内容

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が33万円以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割
前年中の軽減判定所得が 33万円+[28万5千円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	前年中の軽減判定所得が 43万円+[28万5千円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	5割
前年中の軽減判定所得が 33万円+[52万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	前年中の軽減判定所得が 43万円+[52万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	2割

※保険料の軽減判定には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(旧国保被保険者)の所得および人数も含めます。
※青色専従者給与額または事業専従者控除額は必要経費に算入されません。また、それぞれの事業専従者が当該事業主から受ける給与所得はないものとします。
※65歳以上(令和3年1月1日時点)の方は、公的年金等に係る所得から15万円を控除します。
※譲渡所得の特別控除は適用しません。 ※雑損失の繰越控除を適用します。

75歳以上の方へ

後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

後期高齢者医療保険料では、同じ世帯の被保険者全員と世帯主の、総所得金額などを合計した額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。
平成30年度税制改正に伴い、令和3年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました。

□ 改正内容

現行		改正後	
総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
前年中の軽減判定所得が 33万円以下の場合	被保険者全員が 年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない場合	43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1) ×10万円以下	7割
	上記以外の場合		
前年中の軽減判定所得が 33万円+(28万5千円×被保険者数)以下の場合	5割	43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1) ×10万円+28万5千円×(被保険者数)以下	5割
前年中の軽減判定所得が 33万円+(52万円×被保険者数)以下の場合	2割	43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1) ×10万円+52万円×(被保険者数)以下	2割

※令和3年1月1日時点で65歳以上の方は、公的年金等に係る所得から15万円を控除します。
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
※軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。
* 公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円または給与収入が55万円を超える被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

後期高齢者医療制度について…広域連合お問い合わせセンターへ ☎ 0570-086-519 (IP電話・PHSの方は☎ 03-3222-4496) ▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9823

パブリック コメント

皆さんのご意見をお寄せください

市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民の皆さんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定します。
※匿名意見は受け付けませんので、意見提出の際は、住所・氏名を必ずご記入ください。
※ご意見には個別に回答しません。

事案名 西東京市駐車場事業経営戦略(案)

▶ 交通課 ☎ 042-438-4057

策定趣旨	アスタ市営駐車場を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、西東京市駐車場事業経営戦略の策定を行います。
閲覧方法	6月15日(火)から、情報公開コーナー・市HP
対象	在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人・団体
提出期間	6月15日(火)~7月14日(水)(必着)
提出方法	①持参(保谷東分庁舎) ②郵送(〒202-8555市役所交通課) ③ファクス(FAX)042-439-3025 ④市HPから ⑤メール(✉koutsuu@city.nishitokyo.lg.jp)
検討結果の公表	令和3年8月(予定)

みんな知ってる? 防犯標語「いかのおすし」

子どもを犯罪から守るための防犯標語「いかのおすし」をしっかり教えて、犯罪被害に遭わないための意識づくりをしましょう。

【いか】= ついていかない
【の】= 車にのらない 相手が知っている人でも、ついていかない、車に乗らない
【お】= 大きな声を出す 声をかけられたとき、大きな声でまわりに助けを求める
【す】= すぐ逃げる 「こわいな」と思ったら、大人の人がいるところに逃げる
【し】= 大人の人に知らせる 「こわいな」「いやだな」と思ったら、大人の人にすぐ話す
 ▶ 危機管理課 ☎ 042-438-4010

駅周辺では駐輪施設のご利用を

市では「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。

自転車や原付バイクは手軽で便利な交通手段です。しかし、「ちょっとだけ」や「お店の前だから」という安易な気持ちで歩道や車道に置くと、歩行者や自動車などの通行の妨げになるばかりでなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

この度、(株)アスタ西東京の協力により、田無駅北口【アスタビル敷地内】に新たに駐輪ラックが増設され

ます。
駅周辺に自転車や原付バイクを駐車するときは、利用者一人一人が責任を持って駐輪施設を利用しましょう。

なお、歩道や車道に置いてある自転車や原付バイクは、放置車両として撤去し、保管所に移送します。撤去した自転車や原付バイクの返還には撤去保管料が必要です。

□ 撤去保管料

自転車：2,000円
原付バイク：3,000円
▶ 交通課 ☎ 042-438-4057



違法駐車はみんなの迷惑 駐車場を利用しましょう

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因となり、救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。駐車場を利用するなど、ドライバーの皆さんのご協力をお願いします。



❖ 主な事故原因

- 駐車車両を避けるための進路変更
 - 駐車車両前後の飛び出し
 - 駐車車両による歩行者などの発見の遅れ
 - 駐車車両への衝突(特に夜間)
- ▶ 交通課 ☎ 042-438-4057

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料を改定します

▶高齢者支援課 ☎042-420-2814

高齢化の進展による介護給付費の増加、介護保険制度改正への対応、国の介護報酬改定などを踏まえ、第8期介護保険事業計画の中で令和3年度から5年度の第1号被保険者の介護保険料を新たに算定しましたのでお知らせします。

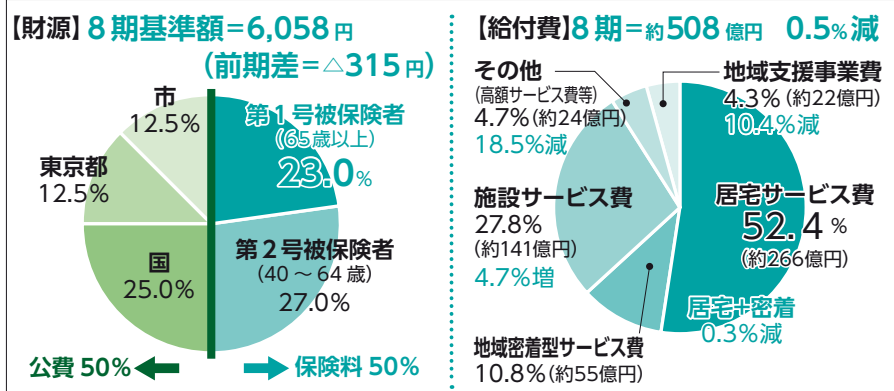
財源構成

介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料(介護給付費交付金)、国、都、市の負担金により構成されます。第8期では第7期と同じく、第1号被保険者の負担割合は23.0%に、第2号被保険者の負担割合は27.0%になります。

介護保険の給付費の見込み

介護保険のサービスは、ホームヘルプサービス(訪問介護)やデイサービス(通所介護)などの在宅の方へのサービス(居宅サービス費・地域密着型サービス費)と特別養護老人ホームなどの施設に入所されている方へのサービスで主に構成されています。第8期では、高齢化の進展などに伴い、給付費が約508億円になると見込んでいます。

介護保険の財源と給付費の内訳(第8期)(令和3年度~令和5年度)



第1号被保険者介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護サービスの利用に係る介護給付費や地域支援事業費等に必要費用のうち、23%をご負担いただくこととなります。

①保険料段階については、基準額に対する保険料の負担割合および第9段階以上の多段階設定が各自治体の裁量で決定されます。そのため、第8期でも引き続き、第7期と同様の所得段階に設定しました。

②介護給付費準備基金については、高齢化の進展による介護認定者数、利用者数の増加を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症が市民生活にもたらす影響などを考慮し、必要な繰入を行い、介護保険料の上昇抑制を図りました。

上記の基本的考え方をもとに、算出した結果、第8期(令和3年度から5年度)保険料基準月額を、6,058円としました。この基準月額をもとに所得段階ごとの保険料額を決めています。

なお、令和3年度介護保険料納入通知書は、7月中旬の送付を予定しています。

第8期 介護保険 所得段階別保険料(新)

段階	対象者	保険料率	保険料	
			月額	年額
第1段階 ※①~③のいずれかに該当する方	①生活保護を受給している方	0.28	1,697円	20,300円
	②高齢福祉年金を受給している方			
第2段階	本人の課税対象となる前年の年金収入と合計所得金額の合計が	0.39	2,363円	28,300円
第3段階	第1・2段階のいずれにも該当しない方	0.62	3,756円	45,000円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税で、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が	0.88	5,332円	63,900円
第5段階	80万円より高い方	1.00	6,058円(基準額)	72,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	1.15	6,967円	83,600円
第7段階		1.25	7,573円	90,800円
第8段階		1.50	9,087円	109,000円
第9段階		1.65	9,996円	119,900円
第10段階		1.75	10,602円	127,200円
第11段階		1.80	10,905円	130,800円
第12段階		1.85	11,208円	134,400円
第13段階		1.90	11,511円	138,100円
第14段階		1.95	11,814円	141,700円
第15段階		2.00	12,116円	145,300円
第16段階		2.20	13,328円	159,900円
第17段階		2.30	13,934円	167,200円

※介護保険料は、毎年4月1日を基準日として賦課します。令和3年度の介護保険料は前年(令和2年1月1日から12月31日まで)の合計所得金額で算定します。
 ※合計所得金額とは、繰越損失控除前の総所得金額、短期・長期譲渡所得、退職所得金額および山林所得金額の合計額(平成30年度からは短期・長期譲渡所得については特別控除の金額を差し引いた額)です。なお、平成30年度税制改正の影響が生じないよう控除を行っています。
 ※第1~第5段階の合計所得金額は年金収入に係る所得金額を差し引いた額となります。
 ※第1~第3段階までの保険料率は、低所得者対策の強化により保険料が軽減されています。
 ※保険料額は年額で決定するため、月額はあくまでも目安であり、実際の徴収額とは異なります。
 ※国の定める基準所得金額の一部変更に伴い、第7段階から第9段階までの間を区分する合計所得金額を変更しました。

女性相談 悩みなんでも相談(予約制)をご利用ください

日々の暮らしの中でのご自身のこと、家族のこと、職場や学校での人間関係、パートナーの暴力などで不安を感じて「どうしていいかわからない」というときは、一人で悩まず、まずは相談してください。対面による相談ですが、来所が難しい方は予約時にお申し出ください。
 ▶男女平等推進センター ☎042-439-0075

- ☐相談場所 (※・※を除く)
- 男女平等推進センターパリティ ※平日午前10時~午後4時(※は午後8時^{※c})
 - 田無庁舎2階(出張相談) ※(月)~(水) 午前10時~正午(第4
- ☐予約受付 ☎042-439-0075
- ☐予約受付時間 平日午前9時~午後5時(※のみ午後8時^{※c}) ※年末年始・(祝)を除く

消費生活相談 Q&A

宅配業者を装ったショートメッセージに注意!

「荷物をお届けに上がりましたが不在のため持ち帰りました」との文言とURLがショートメッセージ(以下SMS)で届いた。添付のURLをタップし、個人情報を入力したところ、翌月の通信料が跳ね上がった。確認すると8万円分の電子マネーがキャリア決済されていることが分かった。

URLをタップしたことにより、フィッシングサイトなどの偽サイトに誘導され、キャリア決済につながるIDやパスワードを入力してしまった可能性があります。

他にも、不正なアプリのインストールを促された結果、同じ内容のSMSが自身のスマホから不特定多数に送信されてしまい、高額な通信料を請求されたという相談もあります。

不正なアプリをインストールした場合は、スマホを機内モードに設定した後、アンインストールします。また、IDなどのアカウント情報を入力した場合は、すぐに変更しましょう。

今回の場合は、キャリア決済を利用されており、限度額を必要最小限に設定しておくことで被害を抑えることができます。

SMSは携帯番号さえ分かればメッセージを送受信できる便利なサービスです。しかし、11桁の数字の組み合わせに過ぎないため、機械的に大量の番号を組成することが可能です。悪質な事業者は、組成した番号を一斉送信していることとされており注意が必要です。

宅配業者を装ったSMSに限らず、SMSで届いたメッセージには安易に反応しないようにしましょう。詳細は消費者センターまでお問い合わせください。
 ▶消費者センター ☎042-462-1100

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	(月)~(金) 午前8時30分~午後5時

■専門相談(申込制) ※1枠30分

専門相談は、広く市民の皆さんにご利用いただくためのもので、専門家が一緒に解決の糸口を探すものです。

新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、電話または対面での相談を行っています。なお、今後の状況によって、相談方法の変更や相談休止となる可能性がありますので、最新の情報はお問い合わせください。

☐申込開始 6月18日(金)午前8時30分(★印は、6月4日から受付中)

☐申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話

※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

☑市民相談室 ☎042-460-9805

内容	相談方法	日時
法律相談	電話・対面	7月2日(金)・8日(水)・9日(金)午前9時~正午
		7月6日(火)・7日(水)午後1時30分~4時30分
交通事故相談	電話・対面	★6月22日(火) 午前9時~11時30分
		7月1日(水) 午後1時30分~4時
税務相談	電話・対面	7月1日(水)・14日(水) 午前9時~正午
不動産相談	電話・対面	7月8日(水) 午後1時30分~4時30分
		7月30日(金) 午前9時~正午
登記相談	電話	7月7日(水) 午前9時~正午
表示登記相談	電話・対面	7月15日(水) 午後1時30分~4時30分
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	電話・対面	8月16日(月) 午後1時30分~4時30分
行政相談	電話	★7月14日(水) 午後1時30分~4時30分
相続・遺言・成年後見等手続相談	電話・対面	★7月9日(金) 午後1時30分~4時30分

共生社会を目指して 障害のある方への主な福祉施策

市で行っている障害のある方などへの主なサービスや助成制度についてご案内します。なお、この他にも受けられるサービスがありますので、詳細は市庁舎をご覧になるか、お問い合わせください。▶障害福祉課 ☎①～③ ☎042-420-2806 ④・⑤・⑥・⑧ ☎042-420-2804 ⑦ ☎042-420-2805
※…支給要件や自己負担があります。詳細はお問い合わせください。

事業	内容
① 助成	
自動車燃料費の助成	<ul style="list-style-type: none"> 対 ● 身体障害者手帳 1～4級で自ら運転する方 ● 身体障害者手帳 1～3級・愛の手帳 1～3度・脳性麻痺者(児)・進行性筋萎縮症者の方のために運転する同居家族がいる方 ※所得制限あり ※施設入所者などは非該当 ※タクシー料金助成との併給不可
タクシー料金の助成	<ul style="list-style-type: none"> 対 身体障害者手帳 1～3級・愛の手帳 1～3度の方 ※所得制限あり ※施設入所者などは非該当 ※自動車燃料費助成との併給不可
自動車運転教習費(第一種普通免許取得)の補助	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許を取得するための教習費用の一部を助成 対 身体障害者手帳 1～3級(内部障害は4級、下肢または体幹に係る障害は4・5級で歩行困難なものを含む)、愛の手帳所持者で、運転免許適性試験に合格した方 ※市内に引き続き3カ月以上住所を有する方 ※所得制限あり
自動車改造費の助成	<ul style="list-style-type: none"> 就労などに伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成 対 18歳以上で身体障害者手帳 1・2級の四肢・下肢・体幹機能障害の方 ※所得制限あり
心身障害者福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> 対 身体障害者手帳 1～4級・愛の手帳 1～4度の方、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方 ※所得制限あり ※施設入所者・新規申請時65歳以上の方などは非該当
特別障害者手当	<ul style="list-style-type: none"> 対 20歳以上で身体障害者手帳 1・2級程度、愛の手帳 1・2度程度またはこれらと同程度以上の身体障害、疾病・精神障害が2つ以上重複している方 ※施設入所者・病院等に3カ月を超えて入院しているときなどは非該当 ※所得制限あり
障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> 対 20歳未満で身体障害者手帳 1・2級程度、愛の手帳 1・2度程度またはこれらと同程度以上の身体障害、疾病・精神障害のある方 ※施設入所者・障害を事由とする公的年金を受けているときなどは非該当 ※所得制限あり
難病者福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> 対 治療が困難な疾病の治療中で、東京都難病医療費助成制度による特定医療費受給者証、(都)医療券を所持している方および店頭てんかんにり患している方 ※所得制限あり ※施設入所者・心身障害者福祉手当受給者・生活保護受給者などは非該当
重度心身障害者手当	<ul style="list-style-type: none"> 対 重度の知的障害で常時複雑な配慮が必要な著しい精神症状がある方、重度の知的障害と重度の身体障害が重複する方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ることが困難な方 ※所得制限あり ※施設入所者・病院等に3カ月を超えて入院しているとき・新規申請時65歳以上の方などは非該当
心身障害者医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> 対 身体障害者手帳 1・2級(内部障害は3級を含む)の方、愛の手帳 1・2度の方、精神保健福祉手帳 1級の方 ※所得制限あり ※新規申請時65歳以上の方(都外からの転入者など該当する場合あり)・医療保険未加入などは対象外
自立支援医療費(更生医療)支給	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費の一部を公費で負担 対 18歳以上の身体障害者手帳所持者 ※所得に応じた自己負担あり・一定所得以上の方は給付対象外の場合あり
自立支援医療費(精神通院)支給	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患により医療機関に通院する際の医療費の一部を公費で負担 ※所得に応じた自己負担あり・一定所得以上の方は給付対象外の場合あり
難病医療費等の助成	<ul style="list-style-type: none"> 国または都が定める難病に該当し、認定基準を満たす方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じた自己負担あり
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> 都内在住で、都が指定する肝臓専門医療機関でB型・C型ウイルス肝炎の治療が必要と診断された方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じた自己負担あり・生活保護受給者は対象外
原子爆弾被爆者援護	<ul style="list-style-type: none"> 居住者変更届などの受理
介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費等の支給	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中における生活介護、施設入所に係る支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、グループホームの利用、自立訓練、就労支援などに係る費用の一部を支給
④ 障害福祉サービス	
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 上記サービスなどを利用するに当たり、課題の解決や適切なサービス利用ができるよう「サービス等利用計画案」などを相談支援事業所が作成 ※自己負担なし
移動支援利用助成	<ul style="list-style-type: none"> 対 外出時にヘルパー支援を要する障害者の費用の一部を助成
生活サポート利用助成	<ul style="list-style-type: none"> 対 日常生活に関する支援または家事に対する支援を要する障害者の費用の一部を助成
日中一時支援利用助成	<ul style="list-style-type: none"> 対 日中における介護者の不在時に一時的に活動の場を確保するための費用の一部を助成
地域活動支援センター(身体)利用助成	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターにおいてサービスを受ける際に要する費用の一部を助成

事業	内容
補装具費の給付	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(児)の身体的機能を直接的に補い日常生活を容易にするため、補装具の購入・借受・修理費の一部を公費で負担 対 身体障害者手帳所持者・難病患者など
日常生活用具の給付	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の重度の心身障害者(児)・難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付。介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(小規模改修) 対 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度障害者・難病患者など
住宅設備改善費の給付	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を容易にするための家屋の設備改善費(中規模改修など)を一定限度額内で補助(65歳以上一部除外) 対 学齢児以上の在宅の重度障害者(児)で肢体に係る障害がある方(上肢、下肢または体幹に係る障害の程度が1・2級)および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者
家具等転倒防止器具の支給	<ul style="list-style-type: none"> 住宅内の家具の転倒防止器具を支給 対 身体障害者手帳 4級以上または愛の手帳 4度以上の方のみで構成される世帯(過去に本市の事業で取り付けをしていない世帯) ※支給要件あり
中等度難聴児補聴器購入費の助成	<ul style="list-style-type: none"> 言語取得やコミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の新規購入費の一部を助成 対 身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の中等度難聴児
手話通訳者派遣	<ul style="list-style-type: none"> 意思の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣 対 聴覚および言語障害者
要約筆記者派遣	<ul style="list-style-type: none"> 意思の疎通を円滑にするため要約筆記者を派遣 対 聴覚障害者
重度脳性麻痺者介護	<ul style="list-style-type: none"> 生活圏の拡大のために介護券を交付(家族介護) 対 重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳 1級を有する20歳以上の方(利用回数月12回まで)
心身障害者(児)施設緊急一時保護	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養などにより介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護(宿泊)
在宅重度心身障害者(児)入浴サービス	<ul style="list-style-type: none"> 巡回入浴車による入浴サービスを行う(週1回) 対 身体障害者手帳 2級以上・愛の手帳 2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおむね15歳以上の方 ※介護保険対象者を除く
重度身体障害者救急代理通報等システム	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしなどの重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、救急代理通報等システムを設置 対 18歳以上のひとり暮らしなどの重度身体障害者
移送サービス	<ul style="list-style-type: none"> 車いすのまま乗車できる自動車の運行を行う(ハンディキャブけやき号) 対 車いすを使用しなければ歩行が困難なお方および重度の視覚障害者 ※利用条件、運行範囲あり
⑤ 補装具・日常生活用具	
⑥ 介護・日常生活の援助	
⑦ 相談	
障害者総合支援センター フレンドリー	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援センター・えぼっく <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害・知的障害・精神障害に関する相談 (月)～(土)：午前9時～午後6時 ● 発達相談(予約制) (月)：午後 ※(日)・(祝)・(休)・年末年始は休み ☎042-452-0075 ☎042-452-0076 地域活動支援センター・ハーモニー <ul style="list-style-type: none"> 障害のある方(主に精神障害の方)を対象とした相談(継続利用は原則登録制) (月)・(火)・(木)・(金)：午前10時～午後7時30分 (水)：正午～午後6時、(土)：午前10時～午後6時 ※(日)・(祝)・(休)・年末年始は休み ☎042-452-2773 ☎042-452-2774 障害者就労支援センター・一歩 <ul style="list-style-type: none"> 障害のある方(障害種別は問いません)を対象とした、主に企業就労に関するご相談 (月)～(金)・第1(土)：午前9時～午後5時(面談は予約制) ※第1を除く(土)・(日)・(祝)・(休)・年末年始は休み ☎042-452-0095 ☎042-452-0096
地域活動支援センター・保谷障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者・高次脳機能障害者を対象とした相談 (月)～(金)：午前9時～午後5時 ※(土)・(日)・(祝)・(休)・年末年始は休み ☎042-463-9861 ☎042-463-9862
地域活動支援センター・ブルーム	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方(主に知的障害、発達障害の方)を対象とした相談 (火)・(木)・(金)：午前9時～午後7時 (水)・(土)：午前9時～午後6時 ※(日)・(祝)・(休)・年末年始は休み ☎042-452-3085 ☎042-452-3086
障害福祉課田無庁舎窓口	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスなどに係る相談 (月)～(金)：午前8時30分～午後5時 ☎042-420-2805 ☎042-466-9666
市庁舎内に手話通訳者の設置	<ul style="list-style-type: none"> 田無庁舎および防災・保谷保健福祉総合センターに手話通訳者を設置 ● 福祉の相談窓口：第1(水)午後1時～5時 ● 田無庁舎：第3(金)午後1時～5時 ※(祝)の場合は実施日が変わります
ヘルプカードの配布	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方に、災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのヘルプカードを配布 ※配布対象者要件あり ※配布場所：障害福祉課(田無庁舎および防災・保谷保健福祉総合センター)、保谷障害者福祉センター、西東京市障害者総合支援センターフレンドリー
ヘルプマークの配布	<ul style="list-style-type: none"> 内部障害など、外見からは障害があることが分かりにくい方が身に着けるためのヘルプマークを配布
⑧ その他	
障害者サポーター養成講座の開催(初級編・中級編)	<ul style="list-style-type: none"> 初級編：ヘルプカード、ヘルプマークなどについての説明 中級編：障害そのものの理解や環境のあり方についての説明 ※中級編は初級編受講済の方が対象です ※開催日程などは、市報でお知らせ ☎042-452-7062
障害者スポーツ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害者スポーツ指導員・補助員と一緒にいるスポーツレクリエーション活動 第3(土)：午前9時30分～11時30分 ※事前申込、スポーツ障害保険料あり ☎042-424-7775 ☎042-439-4487
かわうそ水泳教室事業	<ul style="list-style-type: none"> 指導員・補助員と一緒に水慣れから始め、水中での感覚を体感するなど、水泳を通じたレクリエーション活動 第4(土)(7・8月は除く)：午後1時～2時30分 ☎042-425-0505 ☎042-425-0606

健康ひろば



記入例

【はがき宛先】〒202-8555 市役所健康課

【A】はがき
「喉頭がん検診」申込
 ①氏名(ふりがな)
 ②住所
 ③生年月日
 ④電話番号

電子申請(QRコード)



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用や手洗いに協力をお願いします。

▶健康課 保 042-438-4037			
事業名	日時/場所	対象/定員(申込順)	申込方法 [※]
糖尿病基礎講座 【保健師・管理栄養士による基礎知識・食事の話】	7月7日(水)午前10時~11時30分 田無総合福祉センター	糖尿病の食事療法をこれから始める方および家族/10人	7月2日(金)までに電話
ボディケア講座~姿勢改善~ 【理学療法士による、姿勢改善に関する話と自宅でできる体操】	7月7日(水)午後1時~2時 防災・保谷保健福祉総合センター3階	在住で18歳以上の方/8人	前日までに電話
からだと心の健康相談 【保健師による面接相談】	7月9日(金)午後1時30分~3時30分 防災・保谷保健福祉総合センター2階	在住の方/2人	7月6日(水)までに電話
栄養ミニ講座 【悪玉コレステロールを下げるコツ】	7月14日(水)午前10時~11時30分 田無総合福祉センター	在住の方/10人	7月9日(金)までに電話
栄養・食生活相談 【肥満や糖尿病などの生活習慣病予防の食事などについて管理栄養士による相談】	7月14日(水)午後1時~4時 田無総合福祉センター	在住の方/4人	7月9日(金)までに電話
リハビリ窓口相談 【リハビリ方法や福祉用具・住宅改修などについて理学療法士による相談】	①7月7日(水)午後2時15分~3時15分 ②7月15日(水)午前11時15分~午後0時15分 防災・保谷保健福祉総合センター3階	リハビリに関する相談を希望する方および関係者/各2人	前日までに電話
ファミリー学級第4コース ~初めて父親・母親になる方のための教室~ 1日目: 妊娠中の生活と健康 2日目: 赤ちゃんのお世話について	1日目: 7月16日(金)午前10時~11時30分 2日目: 7月31日(土)(時間は個別通知) 防災・保谷保健福祉総合センター2階	在住で初めて父親・母親になる方/24組 対象出産予定月: 10・11月 ※1日目は妊婦のみ	市HPまたは、右上QRコード 申込期間: 6月18日(金)~7月2日(金)

▶健康課 保 042-438-4037			
事業名	日時/場所	対象/定員	申込方法 [※]
個別育児相談会 【身長・体重測定と、育児・母乳・栄養・歯科・遊び方・お母さんの健康などについての個別相談】	①7月12日(月)防災・保谷保健福祉総合センター2階 ②7月21日(水)田無総合福祉センター 午前9時30分~11時30分の間で1人30分程度	乳幼児と保護者/25組	①は7月8日(水)までに電話 ②は7月16日(金)までに電話

子ども	3~4カ月児健康診査	1歳児講座	3歳児健康診査
	時 6月17日(水)、7月1・15・29日(木) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 対 個別に通知	時 6月28日(月)、7月26日(月) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 対 個別に通知 (1歳3カ月まで希望する方はお問い合わせください)	時 6月23日(水)、7月7・14・28日(水) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 対 個別に通知(4歳未満で希望する方はお問い合わせください)

子ども	BCG予防接種	2歳児すくすく相談会
	対象となるお子さんに日時を指定した通知を送付します。 場 防災・保谷保健福祉総合センター3階 対 1歳になる前日まで、まだBCG予防接種を受けていないお子さん	時 6月22日(火)、7月13・27日(火) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 対 個別に通知 (2歳6カ月まで希望する方はお問い合わせください)

健康ガイド

■喉頭がん検診

6月15日(火)より申込開始

□検診期間

8月2日(月)~11月30日(火)

対 40歳以上で特にたばこを吸う方

¥ 自己負担600円

申 11月15日(月)(消印有効)までに、

●はがき(記入例A)

●窓口(防災・保谷保健福祉総合センター4階健康課、田無庁舎2階保険年金課)

●市HPまたは右上QRコードC

※一次締切は7月5日(月)(消印有効)までです。一次締切までにお申込の方は、7月下旬に受診券を発送します。7月6日(火)以降にお申込の方は、随時受診券を発送します。

▶健康課 保 042-438-4021

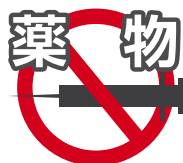
■「ダメ。ゼッタイ。」

国際麻薬乱用撲滅デー

6月26日(土)は「国際麻薬乱用撲滅デー」です。覚せい剤や大麻、危険ドラッグなどの薬物は脳や中枢神経をはじめ心身に大きなダメージを与えます。薬物を乱用することで、家族や友人を巻き込み、大切な人生を崩壊させてしまいます。

薬物乱用の危険性を認識し、薬物を乱用しない社会環境づくりのための啓発に、ご理解とご協力をお願いします。

▶健康課 保 042-438-4021



+ 休日診療

※健康保険証・診察代をお持ちください。

医科

受診の際は、小児科など診療科目をお問い合わせのうえお出掛けください。
 ※発熱(1週間以内に発熱37.5度以上を含む)など、感冒様症状のある方は、お電話でお問い合わせください。
 ※感染拡大防止のため、鼻腔拭い液での検査(インフルエンザ検査等)はしていません。インフルエンザなどの疑いがある方については、臨床診断での対応となります。

診療時間	午前9時~午後10時	午前9時~午後5時	午前10時~正午 午後1時~4時 午後5時~9時
20日	佐々総合病院 田無町4-24-15 ※小児科は午後4時30分まで ☎042-461-1535	藤原医院 ひばりが丘北4-8-4 ☎042-421-6168	休日診療所 中町1-1-5 ☎042-424-3331 ※歯科診療は行っていません。 ※受付時間は、各診療終了時間の30分前まで
27日	武蔵野徳洲会病院 向台町3-5-48 ※小児科は午後5時まで ☎042-465-0700	廣川クリニック 東町4-8-28 JUN西東京市101 ☎042-425-6476	

歯科

受診の際は、お問い合わせのうえお出掛けください。

受付時間	午前10時~午後4時
20日	鎌田歯科 ひばりが丘北3-2-6 ☎042-423-2526
27日	小川歯科 南町2-2-7 ☎042-461-9301



ごみ・資源物収集作業員の熱中症対策にご理解を

新型コロナ感染拡大防止の対策として、ごみ・資源物収集作業員はマスクを着用して収集していますが、気温、湿度の上昇に伴い、収集作業中の呼吸困難および熱中症のリスクが高まる懸念があります。このため熱中症対策として屋外で

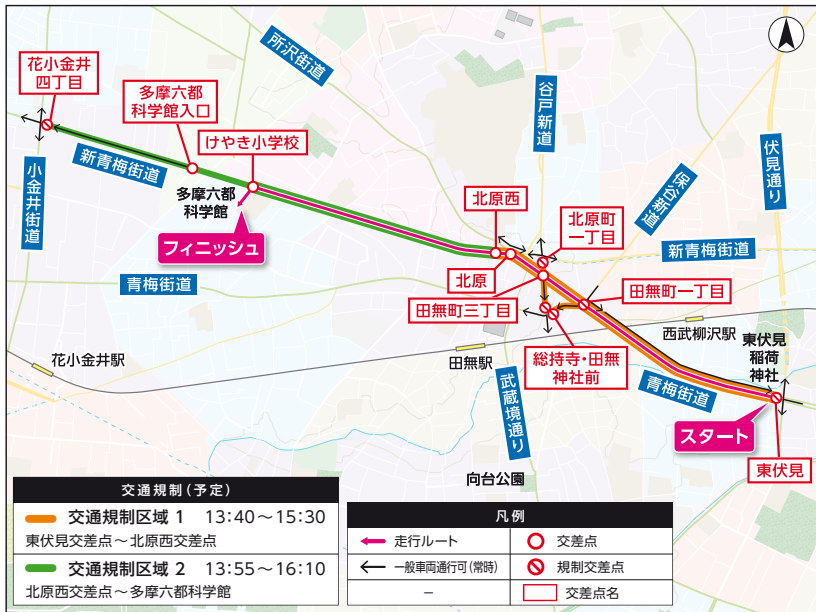
周囲の人と十分な距離が確保できる場合、適宜マスクを外して作業を行うことがあります。ご理解くださいますようお願いいたします。
 ▶ごみ減量推進課
 ☎042-438-4043

東京2020聖火リレー情報

オリンピック聖火リレー交通規制

時 7月14日(水)

- 東伏見交差点～北原西交差点／午後1時40分～3時30分
 - 北原西交差点～多摩六都科学館／午後1時55分～4時10分
- 当日は、走行ルートおよびルート直近の道路で、長時間にわたり車両の通行が禁止されます。ルート周辺道路は混雑しますので、車でのお出掛けはご遠慮ください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



- ※交通規制の地図は市HPでも掲載しています。
 - 車両を利用される場合は、現場の警察官・係員の指示に従ってください。
 - 自転車、歩行者のルート横断も規制されます。
 - バスやタクシーなどについては、当日の運行に変更がある場合がありますので、事前にご確認ください。お問い合わせは各運行事業者へお願いします。
 - ルート周辺でのドローン(ラジコンを含む)の飛行は、法令により禁止されています。
- 問 東京都聖火リレー実行委員会事務局 ☎03-6732-8484
▶スポーツ振興課 ☎042-420-2818

台風・集中豪雨への備え

台風や集中豪雨などに関する注意報や警報、特別警報について、自治体やテレビ・ラジオ・インターネットなどにより情報収集をして、いつでも避難ができるように準備をしましょう。

※事前の備え

- 冠水の原因となりますので、側溝や排水溝の掃除をしましょう。
- 避難生活に備え、必要なものを準備しましょう。
- 小・中学校など、避難施設として

指定されている場所への避難経路を確認しましょう。

- 普段から家族で連絡手段についても話し合ひましょう。
 - 「東京マイ・タイムライン」を活用しましょう。大雨などによる災害の被害軽減を目的に、災害時にとるべき行動をあらかじめ整理しておくためのものです。市役所などで配布しており、デジタル版もあります。
- 問 西東京消防署 ☎042-421-0119

避難情報などが変わりました 避難指示が発令されたら、必ず避難しましょう

災害対策基本法の一部が改正されたことにより、避難勧告が避難指示に一本化されるなど、避難情報等の内容が見直されました。避難指示が発令されたら、必ず安全な場所に避難しましょう。

大雨の際は、小・中学校などの避

難施設に行くことだけが避難ではありません。感染症リスクなどを考慮し、親戚・知人宅への立退き避難や、屋内安全確保(垂直避難[※])も考えましょう。

※詳細は市HPをご確認ください。
▶危機管理課 ☎042-438-4010

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保 ^{※1}	災害発生情報(発生を確認したときに発令)
4	避難指示 ^{※2}	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難 ^{※3}	避難準備・高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象庁)

※1 警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
※3 警戒レベル3は、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

- 観覧についてのご案内 沿道では密集を避け、マスクを着用のうえ、大きな声での会話などをお控えください。また、体調不良の方は観覧をご遠慮ください。
- ライブ中継もご利用ください! 聖火ランナーの走行模様はNHKの特設サイトでご自宅などからも視聴できますので、ご利用ください。



NHK 特設サイト

はなバス第3・第4北ルートの一部運休

交通規制の影響により、以下のルートについては一部の時間帯で運休します。

時 7月14日(水)

第3ルート

- 向台循環
 - 田無駅始発：午後1時～3時20分の5便
 - 田無～東伏見駅南口間
 - 田無駅始発：午後1時20分、2時40分の2便
 - 東伏見駅南口始発：午後1時15分、2時15分の2便
- ▶交通課 ☎042-439-4435

第4北ルート

- 田無駅始発：午後0時50分～4時2分の4便
 - 花小金井駅始発：午後1時20分～4時35分の4便
- ※第4南ルートにおいても交通状況により遅延などが発生する場合があります
※その他のルートについては、通常どおり運行

ごみ収集の早着・遅延が予想されます

交通規制の影響により、ごみ収集の早着・遅延が予想されます。朝8時30分までのごみ出しにご協力をお願いします。

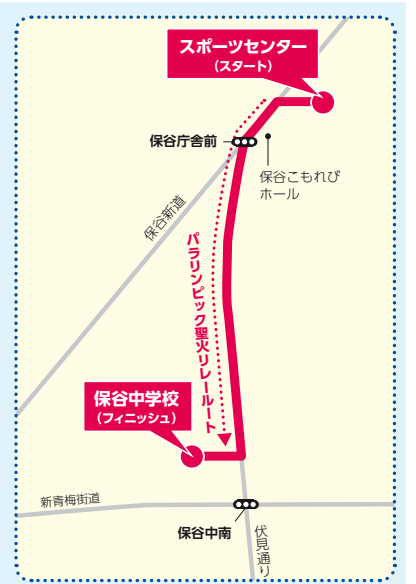
時 7月14日(水)

早着・遅延が予想される地域

- 田無町・西原町・北原町・芝久保町・柳沢・東伏見
- ▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

パラリンピック 聖火リレールート

- 実施日 8月23日(月)
 - 出発地 スポーツセンター
時 午前11時40分
 - 到着地 保谷中学校
時 午後0時2分
- ※交通規制などの詳細は、決定次第、市報などでお知らせします。



スズメバチにご注意ください



スズメバチは、巣を守ろうとする本能がとても強く、巣に近づくと集団で襲ってくる場合がありますので、次の点に注意しましょう。

- 近くに飛んできたら ハチを手で振り払うのは危険です。姿勢を低くして、静かにその場を離れましょう。
- もし刺されたら すぐに患部を水で洗い、病院で手当を受けてください。
- ハチに刺されないようにするには
 - 黒色の服装を避け、帽子などをかぶりましょう。
 - 飲食物や香料などのおいものに敏感です。強い匂いのは避けましょう。

◆ハチ防護服を貸し出します 市では、ハチの巣を駆除するための防護服を貸し出しています(予約制)。事前に電話で貸出状況の確認をしてください。

◆スズメバチの巣駆除補助制度 補助対象はスズメバチのみで、駆除作業費用の2分の1と補助金限度額のいずれか少ない方の額を補助します。補助限度額を超えた費用については、申請者の負担となります。スズメバチは攻撃性が強く危険なため、駆除は専門業者に依頼することをおすすめします。※空の巣は補助対象外 ※補助を希望される方は下記へお問い合わせください。
▶環境保全課 ☎042-438-4042

お役立ちガイド 他機関からのお知らせ

パソコン・スマホ教室(7月)

- 無料パソコン体験(初心者向) 午後1時～4時
- 往復はがきで住所・氏名・年齢・電話番号を問へ

※その他講座はパンフレットをご請求ください
場/問 シルバー人材センター
〒202-0021東伏見6-1-36
☎042-428-0787

! 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、既に市報などで掲載されているものや、例年行われているイベント・事業についても中止・延期となっている可能性があります。事前にお問い合わせいただくようお願いいたします。また、参加される際には、マスクの着用など、感染症対策にご協力ください。

イベントNEWS もっと知ろう! 楽しもう!

※オンライン開催の事業への参加には、通信機器とインターネットへの接続環境が必要です。

介護支援ボランティアポイント制度登録説明会

- ① 6月29日(火) 西原総合教育施設
 - ② 6月30日(水) 富士町福祉会館
- 午前10時～11時30分
※内容はいずれも同じ

介護支援ボランティアポイント制度は、登録後に指定のボランティア活動に参加するとポイントがたまり、翌年度に換金(1ポイント100円。年間上限6,000円)できる制度です。

- 対 在住の60歳以上の方
- 定 ①12人 ②30人(いずれも申込順)
- 申 電話・ファクス・メールで住所・氏名・電話番号・生年月日を問へ
- 問 西東京市地域サポート「りんく」(平日午前8時30分～午後5時) 電話 042-497-4163 FAX 042-466-3555 郵 042-497-4163 FAX 042-466-3555 郵 seikatsu@n-csw.or.jp
- ▶ 高齢者支援課 電話 042-420-2811

AIから考えるジェンダー～AIにもジェンダーの刷り込みが?～

7月10日(土) 午前10時～正午
Zoomによるオンライン開催

Siri(シリ)・Alexa(アレクサ)など、急速に身近になったAIアシスタント。しかし、女性への差別を含んでいるとの指摘が相次いでいます。AIとジェンダーの危険な関係を、ジェンダーに取り組んでいる朝日新聞記者の講師と共に考えましょう。

- 定 50人程度(申込順)
- 講 栗林史子さん(朝日新聞大阪本社経済部記者)
- 申 6月15日(火)午前9時から、市HP申込フォームまたはメールで件名を「AI講座」・住所・氏名・電話番号・参加時のニックネームを明記し下記へ 郵 市HP
- ※詳細はHPをご覧ください。
- ▶ 男女平等推進センター 電話 042-439-0075 郵 kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市ポッチャ大会2021

7月11日(日) 午後1時～5時
スポーツセンター

- 対 在住・在学・在勤の方/3人で1チーム
- ※小学生のみのチームは高校生以上の責任者が1人必要です。
- ※障害者の介助者は選手に含まれません(兼任は可)。
- ※冬に予定されている「2021ポッチャ多摩六都カップ」の予選大会となります。
- 募集
- 定 16チーム(申込順)

- 申 6月30日(水)(必着)までに、スポーツ振興課(田無第二庁舎5階)・市HPで配布する参加申込書・メンバー表を〒188-8666市役所スポーツ振興課「ポッチャ大会」係へ郵送・ファクス・メールまたは持参
- ※ファクス・メール申込時は、要送達確認
- ※実施要項をご確認ください。
- ※組み合わせは代理抽選とし、当日発表します。
- ▶ スポーツ振興課 電話 042-420-2818 FAX 042-420-2893 郵 sports@city.nishitokyo.lg.jp



理科・算数だいすき実験教室(早稲田大学連携事業)

7月18日(日)・24日(土)
午後2時～4時30分
Zoomによるオンライン開催

- 対 在住・在学の小学生
- 定 各講座20人(申込多数は抽選)
- 申 6月25日(金)午後5時(消印有効)までに、往復はがきで第1・2希望までの講座番号・学校名・学年・児童氏名・住所・電話番号を明記し、〒188-8666市役所教育企画課へ
- ※2日間にわたり、各講座1回ずつ、開催時間帯を分けて実施予定
- ※講座内容などの詳細は市HPをご覧ください。
- ▶ 教育企画課 電話 042-420-2822

多摩六都フェア パラアート制作ワークショップ 受講生募集

7月31日(土)、8月7・14・21日(土)
西原総合教育施設

- 障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術に親しめるようパラアート制作ワークショップを開催します。
- ワークショップ終了後には圏域5市を順番に回って展示会を行い、制作した作品を展示します。
- 対 次の全てに該当する方
- 圏域5市(西東京・小平・東村山・清瀬・東久留米市)に在住、在学の中学生・高校生で障害のある方
- 特別な事情がない限り、全ての講習日程に参加できる方
- 定 10人(申込多数は抽選)
- 申 7月16日(金)(必着)までに、〒188-8666市役所文化振興課(田無第二庁舎5階)へ郵送・ファクス・メールまたは持参
- ◆ 展示会
- 時 11月27日(土)～12月4日(土)
- 場 きらっと
- ※上記期間以外に、圏域5市の公共施設などでも展示します。
- ▶ 文化振興課 電話 042-420-2817 FAX 042-420-2893 郵 bunka@city.nishitokyo.lg.jp

NPO市民フェスティバル 実行委員募集

- 1月に開催予定の「NPO市民フェスティバル」の企画・運営を通してまちとつながり、充実した時間をすごしませんか。
- ※実行委員会は、毎月1回開催予定
- 第1回実行委員会
- 時 7月21日(水)午後7時～8時
- ※Zoomによるオンライン開催
- 定 15人(申込多数は抽選)

- 申 7月14日(水)までに、メールで氏名・電話番号を問の「NPO市民フェスティバル実行委員」係へ
- 問 市民協働推進センターゆめこらぼ 電話 042-497-6950 郵 yumecollabo@ktd.biglobe.ne.jp
- ▶ 協働コミュニティ課 電話 042-420-2821

多摩六都科学館 ナビ

大型映像「星の旅～世界編～」

- 北半球から南半球へ、世界各地の絶景と美しい星空を巡る旅を、ダイナミックな実写映像でドームに再現します。
- ※英語音声あり
- 【撮影・CG・脚本】KAGAYA
- 時 午後2時30分(上映時間：約35分間) ※終了日未定

- 定 110席(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため変動の可能性あり)
- ※小学2年生以下は保護者と観覧
- ¥ 観覧付入館券(展示室+プラネタリウムまたは大型映像を1回)：大人1,040円、小人420円
- 申 当日開館時からインフォメーションで観覧券を販売(先着)

場 / 問 多摩六都科学館 〒188-0014芝久保町5-10-64 電話 042-469-6100 ※休館日：6月21日(月)・28日(月)

介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)処理の誤りに関する対応

介護保険被保険者の皆様には大変なご迷惑、ご負担をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

- ▶ 高齢者支援課介護保険料係専用ダイヤル 電話 042-420-2867 時 平日午前8時30分～午後5時

納付対象の方の未納分については令和3年8月支給の年金から徴収させていただきます。

本市の事務処理の誤りにより昨年8月の年金から一部天引き(特別徴収)できなかった分の介護保険料については、令和2年度第7期分として対象者の方に納付書による納付(普通徴収)をお願いしておりました。本年5月末時点で納付が確認できなかった方の保険料につきましては、本年8月支給の年金から特別徴収させていただきます。

対象の方につきましては、本年7月中旬に送付予定の令和3年度介護保険料納入通知書に同封する「介護保険料徴収方法変更通知書兼仮徴収額変更通知書」で、本年8月の年金から天引きする額などをお知らせいたします。

引き続き介護保険料が特別徴収となる方へ

左記のとおり、本年8月の年金から天引きいたしますので、令和2年度第7期分の納付書での納付はしないようご注意ください。行き違いでご納付いただいた場合は、年金からの特別徴収の結果を確認したうえで還付いたします。

被保険者資格の喪失等により令和3年度の介護保険料が特別徴収とならない方へ

市外に転出されるなど本市の介護保険被保険者でなくなった方や年金の一時差止めとなった方などについては、お手数をおかけしますが、引き続き納付書での納付をお願いいたします。

本件について、ご不明な点がございましたら、お手数ですが上記の専用ダイヤルへお問い合わせください。

「還付金」詐欺・「振り込み」詐欺にご注意ください

- ★市が電話でATMに誘導して操作をお願いすることは絶対にありません。
- ★市がメールや電話で振り込みをお願いすることは絶対にありません。

みんなの伝言板

※特に記載のないものは、無料です。
※内容についてのお問い合わせは、各サークルへお願いします。

「みんなの伝言板」(サークル紹介)は、個人情報が含まれているため、削除してあります。

東京都議会議員選挙 投票日 7月4日(日) 午前7時～午後8時

投票所の変更

20投票区の投票所は、保谷庁舎1階から防災・保谷保健福祉総合センター1階に変更となっています。投票所入場整理券をご確認のうえ、お間違えのないようにお越しください。

期日前投票

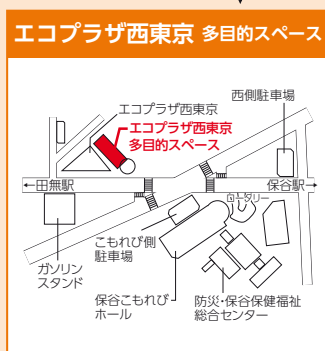
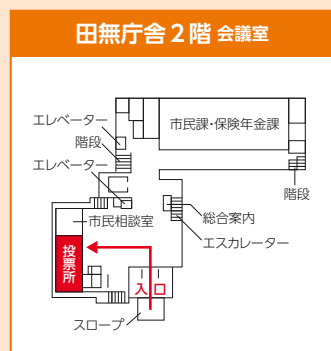
投票日当日に仕事・旅行・病気などの事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

以前開設していた保谷庁舎別棟は、エコプラザ西東京に変更となっていますので、お間違えのないようにお越しください。

また、ひばりが丘図書館では、投票日の直前3日間、期日前投票ができます。

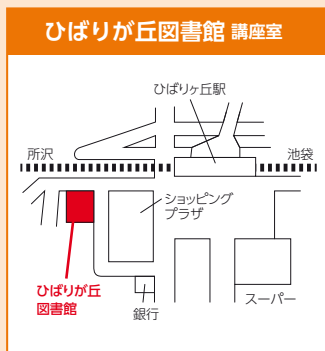
田無庁舎2階会議室
エコプラザ西東京多目的スペース
6月26日(土)～7月3日(土)
 午前8時30分～午後8時

保谷庁舎別棟から変更となっています。



こちらでは、投票日の直前3日間投票できます。

ひばりが丘図書館講座室
7月1日(木)～3日(土)
 午前8時30分～午後8時



※期日前投票では、宣誓書兼請求書の記入が必要です。入場整理券が届いている場合は、裏面の必要事項を記入しご持参ください(投票日当日に投票所で投票する場合は記入不要)。

※選挙人名簿に登録されていれば、入場整理券がなくても投票できます。

※いずれの期日前投票所でも投票できます。ただし、投票日当日は、各世帯宛に封書でお送りする「投票所入場整理券」に記載している投票所でしか投票ができませんのでご注意ください。

選挙公報

候補者の氏名、政見などを掲載した選挙公報を投票日の前日までに各家庭に配布します。なお、選挙公報は東京都選挙管理委員会にも公開される予定です。

開票の日時・場所

開票は投票日当日の午後9時からスポーツセンター第1体育室で行います。本市の選挙人名簿に登録されている方は、参観できます。受付で参観受付票に記入してください。

投票・開票速報

投票日当日、市庁舎で投票・開票の速報を行います。投票速報は午前8時15分ごろから1時間ごと、開票速報は午後9時45分ごろから30分ごとの予定です。

18歳未満の方の投票所への入場

投票者に同伴する子ども(18歳未満の方)は投票所へ入場できます。ただし、同伴する子どもは、投票用紙への記入および投票箱への投函はできません。

投票所内で騒ぐなど、投票管理者が投票所の秩序が損なわれると判断したときは、入場をお断りする場合があります。

お願い

当日、投票所への車での来場はご遠慮ください。お体が不自由な場合などで車を使用する方は、期日前投票(ひばりが丘図書館を除く)をご利用ください。

投票所へのペット(補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除く)を連れての来場はご遠慮ください。

不在者投票

市外滞在や入院などで投票所に行けないときは、不在者投票をご利用ください。

滞在地での不在者投票

仕事・旅行などで市外に滞在する方は、滞在地の選挙管理委員会です不在者投票ができます。

手続にはお時間がかかりますので、お早めに請求してください。

有権者

- ①不在者投票用紙の請求(郵送または持参)
 ※請求用紙は、最寄りの市区町村の選挙管理委員会または市庁舎で配布
 ※告示日前でも請求できます。

西東京市選挙管理委員会

- ②希望送付先へ不在者投票用紙など一式を簡易書留速達にて送付

有権者

- ③滞在地の選挙管理委員会が指定する場所へ、投票用紙など一式を未記入のまま持参して投票
 ※不在者投票を行う場所や日時は、滞在地の選挙管理委員会により異なりますので、あらかじめ当該委員会にご確認ください。

滞在地の市区町村の選挙管理委員会など

- ④投票用紙は、滞在地の選挙管理委員会が西東京市選挙管理委員会へ送致します。

病院や老人ホームなどでの不在者投票

不在者投票できる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。希望する方は、お早めに施設の担当者にお申し出ください。

市内の不在者投票指定施設

●指定病院[※](11カ所)

佐々総合病院・山田病院・田無病院・田無病院介護医療院・西東京中央総合病院・保谷厚生病院・武蔵野徳洲会病院・エバグリーン田無・ハートフル田無・武蔵野徳洲苑・葵の園ひばりが丘

●指定老人ホーム(14カ所)

健光園・フローラ田無・クレイン・サンメール尚和・緑寿園・東京老人ホーム・東京老人ホーム泉寮・保谷苑・めぐみ園・ベストライフ西東京・グリーンロード・ボンセジュール保谷・ベストライフ西東京松の木・福寿園ひばりが丘

※入院・入所している施設が市外の場合は、施設に直接ご確認ください。

郵便等による不在者投票(障害などのある方)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、次の表のいずれかに該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

既に「郵便等投票証明書」の交付を受けている方の、投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前(6月30日(水))までです。詳細は西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、次の表のいずれかに該当し、自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ西東京市選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

東京都議会議員選挙

東京都議会議員選挙は、6月25日(金)に告示され、7月4日(日)が投票日です。

貴重な一票を大切に必ず投票しましょう。

「今」の想いを、東京のエネルギーに。

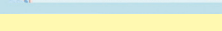


7/4 日 7:00-20:00

東京都議会議員選挙

3密を避けて期日前投票へ！ 新型コロナウイルス感染症対策へ！
6/26土-7/3土 投票所では、マスク着用、手洗いの消毒にご協力ください。

このたびは、あんなも選挙区(TOKYO-JU-TOHYO-FUJIAI) 及び東京選挙区(TOKYO-FUJIAI)の皆さまへ



投票日 7月4日(日) 午前7時～午後8時 告示日 6月25日(金)

▶選挙管理委員会事務局 ☎ 042-420-2801

投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

選挙管理委員会では、皆さんが安心して投票できるよう、投票所内での感染・まん延防止対策に取り組んだうえで選挙を実施します。投票所にお越しになる際は、皆さんもご自身の予防対策をしていただいたうえで、投票をお願いします。

□選挙管理委員会が行う感染症対策

- 投票所にアルコール消毒液を設置します。
- 投票所の受付では飛まつ防止のための透明な仕切りを設置します。
- 事務従事者などはマスクおよびプラスチック手袋を着用します。
- 定期的に投票所の換気を行います。
- 定期的に記載台などの備品の消毒を行います。

□有権者の皆さんにお願いする感染症対策

- 持参した鉛筆(シャープペンシル含む)などを使用することができます。
※ボールペン(特に水性)などはインクがにじむ可能性があるため、推奨しません。
- マスクを着用し咳エチケットにご協力ください。
- 来場前後の手洗い・消毒にご協力ください。
- 周りの方との距離を保つようお願いします。
- 投票日当日の投票所の混雑緩和のため、期日前投票もご利用ください。

西東京市で投票できる方

- 次のいずれにも該当する方
- 平成15年7月5日以前に生まれた方
 - 令和3年3月24日以前に本市に転入届出などを行っている方
 - 引き続き3カ月以上本市に住民登録がある方

投票所 入場整理券

各世帯宛てに、封書でお送りします

※東京都議会議員選挙のため、入場整理券は都外転送されません。

◆届いている場合

ご自分の入場整理券を持って、投票所へお越しください。

◆届いていない場合

選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、期日前および当日の投票ができますので、係員にお申し出ください。

※投票日当日に入場整理券をお持ちにならなかった場合は、投票所で再発行しますので係員にお申し出ください。

その際、保険証・運転免許証などをお持ちいただくと手続きがスムーズです。



〈封筒〉

最近住所を移した方

	今の住所の投票所	前の住所の投票所
市内で転居	6月5日以前に転居届出をした方	○
	6月7日以降に転居届出をした方	○
西東京市に転入	3月24日以前に転入届出をし、引き続き本市に住民登録がある方	○ (西東京市)
	3月25日以降に転入届出をし、前住所が都内で、引き続き3カ月以上住民登録があった方(※1)	○
西東京市から転出	3月24日以前に新住所地(東京都内に限る)で転入届出をした方で、新住所の区域内に引き続き3カ月以上住民登録がある方	○ (新住所)
	上記以外の方で、転出前に引き続き3カ月以上本市に住民登録があった方。ただし、転出から4カ月経過していないこと(※1・2)	○ (西東京市)
	都外へ転出した方	投票できません

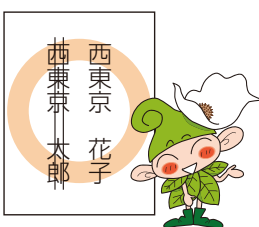
- ※1 投票の際は、引き続き都内に住所があることを確認する必要があります。現在の住所地で発行する引続居住証明書類(選挙用の住民票は無料で、本市は市民課で発行。都内で複数回引っ越ししているときは、全ての履歴が必要)のご持参または住基ネットによる確認(時間がかかる場合あり)を行います。
- ※2 転出先の市区町村で選挙人名簿に登録がない場合に限りです。

投票の方法

投票用紙を交付しますので、候補者1人の氏名をはっきりと書いて投票箱に投函してください。

無効票とならないために

- 不要なことを書かない
2人以上書いたり関係ないことを書いたりすると無効となります。
- 書き間違えたときは訂正を
間違えた部分を二本線で消して、横に正しく書き直してください。



体が不自由な方

- 投票用紙への記入が困難な方は代理投票(係員による代筆)ができます。その際は、係員が投票する方の意思確認をします。ご不安な方は、事前にご相談ください。
- 目の不自由な方は点字投票ができますので、お申し出ください。
- 各投票所には、車いす・拡大鏡・老眼鏡・文鎮などを用意しています。いずれも、希望する方は投票所の係員にお申し出ください。

